

弁護士法人 三宅法律事務所

Miyake & Partners



Miyake newsletter

犯収法における非対面取引の本人確認方法の厳格化（2027年4月施行）（改訂第1版）

はじめに、

平素より大変お世話になっております。

さて、今回は「**犯収法における非対面取引の本人確認方法の厳格化（2027年4月施行）（改訂第1版）**」をご案内させていただきます。本ニュースレターは令和7年4月11日に公表したニュースレターをアップデートしたものです。

令和7年5月1日

弁護士法人三宅法律事務所

* 本ニュースレターに関するご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之（執筆者）

TEL 03-5288-1021 FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

第1. 規則の改正案と改正の背景

1. 改正規則案

警察庁は、2025年（令和7年）2月28日、パブリックコメント『「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について』¹を公表した（意見募集締切：2029年3月29日）。

同規則改正案（以下「改正後規則」という。）は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（「犯収法」）における非対面取引の本人確認方法に関して、マイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りの方法や公的個人認証の方法等に限定する改正内容であり、金融機関をはじめとする犯収法上の特定事業者の本人確認の実務に大きな影響を与えるものである。

改正後規則の施行期日は **2027年（令和9年）4月1日**とされており、約2年間の猶予期間が設けられている。

2. 改正の背景

改正後規則の背景は、SNS型特殊詐欺やロマンス詐欺など預貯金口座への振込みにより他人の金銭を詐取する類いの犯罪において、架空・他人名義の口座が振込先として悪用されているところ、このように不正に利用される振込先口座には、本人確認書類（運転免許証等）の偽造等により不正に開設されたものであることによる。

2024年（令和6年）6月28日に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」（「金融庁レポート」）²においては、「偽造本人確認書類を用いた預貯金口座開設への対応」として以下の記載がなされている。

特殊詐欺や SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺など預貯金口座への振込みにより他人の金銭を詐取する類いの犯罪において、架空・他人名義の口座が振込先として悪用されている例が多数みられる。

このように不正に利用される振込先口座には、本人確認書類（運転免許証等）の偽造等により不正に開設されたものもある。インターネット上には、偽造本人確認書類の販売や本人確認書類の偽造等の請負に関するウェブサイトが存在し、精巧な偽造書類を比較的容易に入手することが可能となっている。そのため、金融機関等にとって、本人確認書類の偽造等への対応を始め、不正な手段による口座開設への対策は急務である。特に、顧客と対面することなく口座開設を受け付ける場合には、本人確認書類自体の手触りや質感等を確認することができず、偽造等を看破することが困難であることから、本人特定事項の確認方法の特性に応じた対応を検討する必要がある。後述の「**国民を詐欺から守るための総合対策**」では、**口座の不正利用防止対策の強化等として、非対面、対面ともに公的個人認証による本人確認を行うこととしている。**

¹ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=120250002>

² <https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240628/20240628.html>

なお、本人確認書類の偽造等を識別するために金融機関等では、以下のような対策が講じられている。

- ・ 本人確認書類の偽造に関し、手口等の特徴を分析して審査に活用
- ・ 偽造本人確認書類の識別能力を向上するためシステム化を推進
- ・ 口座開設数の増加に応じ、行内のリソース確保や業務委託先との連携を含め、適切な審査体制を整備

また、本人確認書類の偽造等に対し高い耐性を持つと考えられる本人確認方法としては、犯収法施行規則第6条第1項第1号ヘ・ト・チに規定する本人確認書類のICチップに記録された情報の送信を受ける方法のほか、同号ワに規定する公的個人認証サービスを利用する方法があり、今後、一層の利用拡大が期待される。また、対面での本人確認においても、本人確認書類の提示に加え、ICチップ情報の確認を行うことも偽造本人確認書類を見分ける上で効果的である。

2024年（令和6年）6月18日に政府・犯罪対策閣僚会議が公表した「国民を詐欺から守るための総合対策」³（同報告書18～19頁）においては以下の記載がなされている。

携帯電話や電話転送サービスの契約時の本人確認において、本人確認書類の券面の偽変造による不正契約が相次いでいることから、犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。また、そのために必要なICチップ読み取りアプリ等の開発を検討する。さらに、公的個人認証による本人確認を進める。

「国民を詐欺から守るための総合対策」では、上記のとおり、「非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化」するとされているが、改正後規則は、金融庁レポートの考え方に近く、公的個人認証の方法のほか、「本人確認書類のICチップに記録された情報の送信を受ける方法」も改正後も認められる。

³ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>

第2. 改正の具体的な内容

【改正の全体像】

- eKYCについては、「写真付き本人確認書類のICチップ情報」を用いた方法は改正後も認められるが、「写真付き本人確認書類の画像」を用いる方法は原則廃止される（下記I.1, 2, 3, 4）
- 郵送による場合には、本人確認書類の「原本」（印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法に限定されることになる。（下記I.4, 5）
- 本人確認書類に現在の住居が記載されていない場合に利用する、他の「本人確認書類」や「補完書類」についても「原本」に限定されることになる。（下記II.2、III.1）
- ハイリスク取引（厳格な取引時確認を要する取引）についても、追加の確認として必要な「本人確認書類の写し」または「補完書類の写し」の送付が認められなくなる（下記V）。
- 住民基本台帳法の適用を受けない者または国外転居者である顧客等または代表者等または外国に本店もしくは主たる事務所を有する法人である顧客等については、改正前（現行法）と同様に、「本人確認書類」や「補完書類」の「写し」の送付が認められる。（下記I.7、V）
- 「国民を詐欺から守るための総合対策」で提言された『対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。』は今回の改正では採用されていない。
- 対面取引における本人確認方法については、原則変更はないが、「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書」であるか否かを問わず、印鑑証明書については、対面取引における二次的確認方法として、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法しか認められなくなる（下記I.8(1)、VI）。

※以下では、一般社団法人全国銀行協会の「「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見について」⁴を「全銀協パブコメ」という。

⁴ <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion370328.pdf>

I. 自然人（個人顧客）の本人確認方法

1. 規則6条1項1号ホの削除

現行ホ方式：「写真付き本人確認書類の画像」＋「容貌の画像」を用いた方法

- 顧客等⁵又は代表者等⁶から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類）の送信を受ける方法

⇒現在、オンラインで完結する本人確認方法（eKYC）の一手法として広く利用されているホ方式は廃止されることになる。顔写真付き本人確認書類としての偽造の可能性が否定できないことが廃止の理由であると考えられる。

【「現行ホ方式」のイメージ】⇒廃止される

[例]



(出所) 金融庁作成資料

(全銀協パブコメ No. 1)

- 当行の新規口座開設申込は、外国人のお客さまからのお申込みが一定割合を占めており、在留カード撮影+自撮りによる本人確認（ホ方式）が多くを占める。ホ方式廃止の場合はこれら外国人のお客さまのお申込を弾くことになるため、特例措置として例えばホ方式+ICチップ読取による本人確認方法も許容することをご検討いただきたい。

⁵ 「顧客等」とは、顧客または信託の受益者のことをいう（法2条3項、令5条）。

⁶ 「代表者等」とは、現に特定取引の任に当たっている自然人をいう。個人顧客の場合は代理人を、法人顧客の場合は取引担当者を行い、当該法人顧客の代表者に限られない（法4条6項）。

2. 改正後規則6条1項1号ホ（改正前規則6条1項1号へ）

現行へ方式：「写真付き本人確認書類のICチップ情報」＋「容貌の画像」を用いた方法

- 顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌）の送信及び写真付き本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受ける方法

⇒へ方式（「改正後ホ方式」）については改正後も認められる。

【「現行へ方式」（「改正後ホ方式」）のイメージ】

[例]



（出所）金融庁作成資料

（全銀協パブコメ No. 2）

- 改正後ホ方式（現行へ方式）は、ICチップ情報送信と本人容貌の画像送信を受ける方法ですが、ICチップ内の情報が更新されていない（旧住所のまま等）場合、ICチップ情報送信に加えて、更新後の情報が確認できる本人確認書類の画像送信を受けるという方法は可能であるか。

（理由）例えば、本人確認書類の券面の記載情報と内蔵されたICチップの情報が何らかの事情で完全一致しないケース（例えば、システム上表示不能な字体の使用、ICチップ情報の更新未済など）があった場合に、「ICチップ情報+本人容貌」のに加え、本人確認書類の画像送信を受けられるか確認したいため。

（全銀協パブコメ No. 3）

- ICチップ付きの本人確認書類である免許証や在留カード等で、現行の「へ」方式で本人確認する場合において、本人確認書類の券面の記載事項（氏名、住所等）に変更が生じている場合、券面の画像を顧客より送信してもらい、券面画像から変更事項が確認できれば、現行の「へ」方式の確認方法として認められるか。

(全銀協パブコメ No. 4)

- 本人確認書類撮影画像での本人確認方法廃止に伴い、IC チップ読取での本人確認方法に移行するにあたり、IC チップ読取で取得できる情報を増やしていただきたい。本件改正が第三者によるなりすましを防止する目的であるならば、マイナンバーカードによる公的個人認証で連携される4情報（漢字氏名、住所、生年月日、性別）では足りず、カナ氏名・国籍・変更履歴等（在留カードであれば在留資格に関わる多様な情報）もご連携いただくことで、より多面的な審査が可能となり犯罪抑止に効果的と考える。また、マイナンバーカードのIC チップ読取では、公的個人認証だけでなくへ方式も導入予定だが、へ方式においてはマイナンバーカードの有効期限もご連携いただきたい。在留カードのIC チップ読取では、券面の表面の画像・顔画像が連携されるということだが、文字情報のデータ連携、情報更新時のIC チップ情報の更新をお願いしたい。合わせて、各本人確認書類の発行体が異なるため、警察庁や出入国在留管理庁とも連携強化するなどのお力添えを賜りたい。

(全銀協パブコメ No. 5) (改正後規則6条1項1号ホ、へ、ト関連 (改正前規則6条1項1号へ、ト、チ関連))

- 1歳未満の場合、マイナンバーカードに顔写真がなく、現行の「へ」方式による確認方法はできないが、現行の「ト」「チ」のIC チップによる確認方法は利用できる、という理解で相違ないか。
- 住所記載欄のない新型パスポートについては、第6条第2項の方法により、現在の住所が確認できる本人確認書類原本の提示または送付を受けたとしても、現行の「へ」「ト」「チ」のIC チップにより本人確認をする方法は認められない、という理解で相違ないか。

3. 改正後規則6条1項1号へ（改正前規則6条1項1号ト(1)(2)）

(1) 「本人確認書類の画像またはICチップ情報」＋「銀行等への顧客情報の照会」を用いた方法（改正後6条1項1号へ(1)（改正前規則6条1項1号ト(1)））

顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、**本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された本人確認書類（顔写真付き本人確認書類のうちを限り発行されたもの）（※個人番号カード、運転免許証、在留カード等））の送信又は当該ソフトウェアを使用して読み取らせた本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受けるとともに、①他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に取引時確認を行い、その確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該顧客等又は代表者等から本人しか知り得ない事項の申告を受けることにより、当該顧客等が当該記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認する方法**

【「現行ト(1)方式」のイメージ】

[例]



(出所) 金融庁作成資料

(2) 「本人確認書類の画像または IC チップ情報」 + 「顧客名義口座への振込み」 を用いた方法（改正後 6 条 1 項 1 号へ(2)（改正前規則 6 条 1 項 1 号ト(2)））

顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、**本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顔写真付き本人確認書類（一を限り発行されたもの））（※個人番号カード、運転免許証、在留カード等）の送信又は当該ソフトウェアを使用して読み取らせた本人確認書類に組み込まれた IC チップ情報の送信を受けるとともに、顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認済みの預貯金口座に金銭を振り込み、顧客等から預貯金通帳の写し等の送付を受ける方法**

【「現行ト(2)方式」のイメージ】

[例]



(出所) 金融庁作成資料

⇒改正によって、「現行ト(1)方式」（「改正後へ(1)方式」）または「現行ト(2)方式」（「改正後へ(2)方式」）とともに、顔写真付き本人確認書類の画像の送信の方法は認められなくなり、改正後は、顔写真付き本人確認書類のうち一を限りに発行されたもの（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等の）の IC チップ情報の送信のみ認められることになる。

4. 改正後規則6条1項1号ト（改正前規則6条1項1号チ）

【改正前規則6条1項1号チ】

- ① 顧客等又は代表者等から、本人確認書類の**原本**の送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- ② 顧客等又は代表者等から、本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受けるとともに、当該情報に記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- ③ 顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顔写真付き本人確認書類のうちを限り発行されたもの）（※マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）の送信を受けるとともに、当該本人確認用画像情報に記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

【改正後規則6条1項1号ト】

- ① 顧客等又は代表者等から、本人確認書類（**（印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書）の原本**）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
 - ② 顧客等又は代表者等から、本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受けるとともに、当該情報に記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- **eKYCの一方法である、③の特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受ける方法が廃止される。**
 - ①の本人確認書類の郵送による方法については、「本人確認書類の原本」として送付が可能であるものが、規則7条1号ニに掲げるもの（印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書）に限定されることが明確化される。
 - eKYCの一方法である、ICチップ情報の送信を受ける②の方法については変更なし。

5. 改正前規則6条1項1号リの廃止

以下の①・②のいずれの方法も廃止される。ただし、下記7のとおり、改正後規則6条1項1号カにおいて、「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」である顧客等またはその代表者等については、改正後も同じ方法の本人特定事項の確認が認められることになる。

- ① 顧客等又は代表者等から、本人確認書類（現在の住居の記載があるもの）（※顔写真付き・顔写真なし問わず）2通の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- ② 顧客等又は代表者等から、本人確認書類（※顔写真付き・顔写真なし問わず）の写し及び現在の住居の記載がある補完書類（本人確認書類に現在の住居の記載がない場合は、当該本人確認書類及び補完書類2通）又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類等に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

6. 改正後規則6条1項1号ワ（新設）

「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」である顧客等またはその代表者等から、①当該顧客等の本人確認書類の原本の送付を受け、または、①' 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、「本人確認用画像情報」の送信を受けるとともに、②当該本人確認書類に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

- ①の「本人確認書類」の原本としては、パスポート（旅券）や在外日本大使館の在留証明（当該自然人の氏名、住居、及び生年月日の記載があるもの）ぐらいしか考えられない。なお、2020年2月4日以降に発行される旅券は所持人記載欄がないので、別途補完書類が必要になるが、改正後規則6条2項（下記10参照）により、現住居の記載のある「本人確認書類または補完書類の原本」のほか、「本人確認書類または補完書類の写し」の送付を受けることになると考えられる。
- ①' 「本人確認用画像情報」とは、当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類（規則7条1号イからハまでに掲げるもののうちを限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報のうち、当該本人確認書類に記載されている「氏名・住居・生年月日」および当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。
※ 「本人確認用画像情報」における「本人確認書類」は、「規則7条1号イからハまでに掲げるもののうちを限り発行又は発給されたものに限る。」とされているところ、「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」である顧客等

であるので、運転免許証、個人番号カード、在留カード、印鑑証明書などは対象とならない。該当し得るのは、パスポート（旅券）ぐらいしか考えられない。

（全銀協パブコメ No. 9）

- 日本国籍を有する国外転出者については、第7条第1項第4号に規定する書類は利用できないという理解でよいか。また、日本国籍を有する国外転出者の場合、同第1号イ～ニで国外転出時に有効なものはほぼないと解されるが、在外日本大使館の在留証明（当該自然人の氏名、住居、及び生年月日の記載があるもの）1枚の送付を受け、当該顧客等の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することにより、第6条第1項第1号ワに規定する本人確認方法を充足するという理解でよいか。

（全銀協パブコメ No. 10）

- 国外滞在予定が1年未満のため転出届を提出していない者は適用外という理解でよいか。この場合、国外に居住する国外転出者でない日本人が非対面完結で行える本人確認方法はないという理解でよいか。ある場合、その方法をご教示いただきたい。

（全銀協パブコメ No. 11）

- 顧客が国外転出者であるか否かを特定事業者は確認する必要があるのか、また、必要がある場合、どのようにして国外転出者か否かを確認できるか。

7. 改正後規則6条1項1号カ（新設）

「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」である顧客等またはその代表者等から、①当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類（現在の住居の記載があるもの）（※顔写真付き・顔写真なし問わず）のいずれか2の書類の写しの送付を受け、又は①' 当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（公共料金の領収書については、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、②当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合については、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

- 改正後規則6条1項1号カは、改正前規則6条1項1号リ（上記5・改正により廃止）による本人特定事項の確認方法を、改正後も「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」である顧客等またはその代表者等に限って認めるものである。

- 下記の全銀協パブコメ No. 12 のとおり、「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」について、顧客等の現在の住居の記載のある補完書類（またはその写し）により補完することを認めていることに鑑みると、従来の解釈を変更し、外国の公共料金の領収書なども補完書類として認めたように読め、パブコメ回答が注目される。

（全銀協パブコメ No. 12）

- 住民基本台帳法の適用を受けない者または国外転出者についての補完書類として、第6条第2項第3号に規定する「公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書」が含まれる旨規定されている。過去のパブリックコメントにおいては、「**外国の公共料金の領収証書については、特定事業者がその真正性を判断するのが困難であることから、日本国内において供給される電気等の公共料金の領収書に限ることとされています。**」（「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について」（平成20年1月）8～9頁）とされているが、今回解釈変更が発生し、国営企業に限らず、外国の民間企業による電気等の公共料金の領収証書についても補完書類として利用できると解してよいか。

8. 改正前後で本人確認方法が変わらないもの

（1）対面取引の本人確認方法

「国民を詐欺から守るための総合対策」で提言された『対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。』とされていたが、対面取引の本人確認方法は原則として変更はない。

ただし、下記ウ・エのとおり、「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書」であるか否かを問わず、印鑑証明書については、対面取引における二次的確認方法として、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法しか認められなくなる点に注意を要する（下記「VI. 本人確認書類（印鑑証明書）の取り扱いの変更」も参照）。

ア. 顧客等又は代表者等から、顔写真付き本人確認書類⁷の提示を受ける方法（一を限り発行された書類でないものについては、顧客等の本人確認書類の代表者等からの提示を

⁷ 「運転免許証、運転経歴証明書、在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード等のうち顔写真のあるもの、旅券（パスポート）等」（規則7条1号イ）、「イのほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの」（規則7条1項1号ロ）、「本邦に在留していない外国人について日本国政府の承認した外国政府又は国際機関等の発行した書類その他これに類するものであって本人特定事項の記載がある規則7条1号に定めるものに準ずるもの」（規則7条4号）

除く。) (規則6条1項1号イ)

- イ. 代表者等から、顔写真付き本人確認書類⁸ (一を限り発行された書類でないものに限る。)の提示を受けるとともに、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 (規則6条1項1号ロ)
- ウ. 顧客等又は代表者等から、以下の顔写真のない本人確認書類の提示を受けるとともに、

※在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード等のうち顔写真のないもの、各種健康保険証・資格確認書、国民年金手帳、母子健康手帳
→改正前は「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書」は、この方法によることができたが、改正後は「特定取引等に使用している印鑑に係る印証明書」であるか否かを問わず、下記エの方法によることになる。

- i) 本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 (規則6条1項1号ロ)
又は
- ii) 提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類 (運転免許証、運転経歴証明書、在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード等のうち顔写真のあるもの、旅券 (パスポート) 等 (規則7条1項1号イ) を除く。) 又は補完書類の提示を受ける方法 (顔写真付き本人確認書類のうち一を限り発行された書類でないものについては、顧客等の本人確認書類の代表者等からの提示に限る。) (規則6条1項1号ハ)
又は
- iii) 提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受ける方法 (規則6条1項1号ニ)

- エ. 顧客等又は代表者等から、以下の顔写真のない本人確認書類の提示を受けるとともに、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 (規則6条1項1号ロ)

①印鑑証明書 (※)、戸籍の附票の写し、住民票の写し・住民票記載事項証明書 (※) 印鑑登録証明書は改正後は「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書」であってもエの方法しか認められなくなる。
②上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真のないもの (マイナンバーの通知カードを除く。)

(2) 本人限定受取郵便又はこれに準ずるサービスによる確認方法 (改正後規則6条1項1

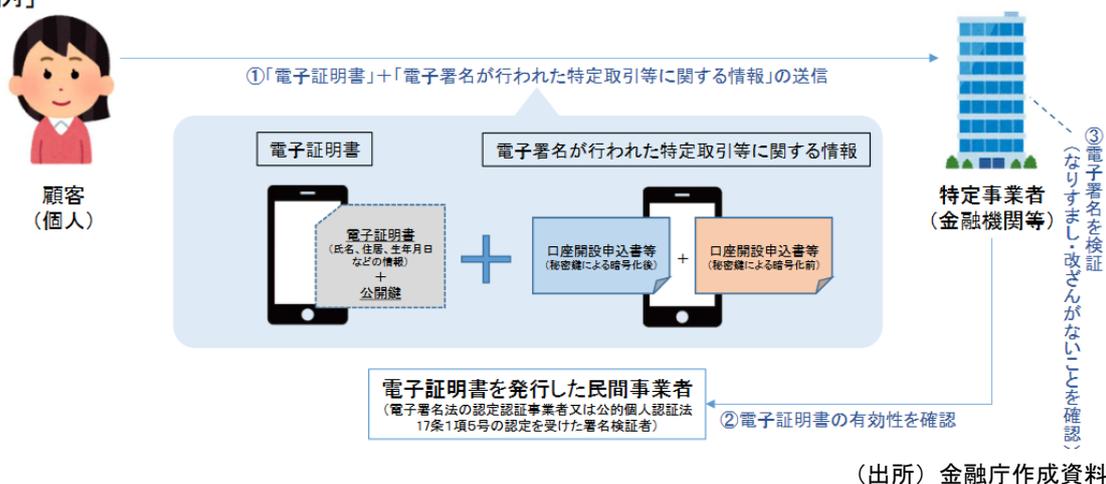
⁸ 規則7条1項1号ロの「イのほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの」に該当するもの

号リ（改正前規則6条1項1号ル）

その取扱いにおいて名宛人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受けるとともに、本人特定事項の確認を行った者の氏名等、本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻、本人確認書類の名称、記号番号等を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

（3）「民間事業者発行の電子証明書」を用いた方法（改正後規則6条1項1号ヌ・ロ（改正前規則6条1項1号ラ・カ））

[例]



顧客等から、①民間事業者（電子署名法⁹の認定事業者（改正後規則6条1項1号ヌ（改正前規則6条1項1号ラ））又は公的個人認証法¹⁰17条1項5号の認定を受けた署名検証者（改正後規則6条1項1号ロ（改正前規則6条1項1号カ）））が発行した所定の電子証明書（当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。）および②①の電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の双方の送信を受け、当該送信を受けた特定事業者が、電子証明書を発行した民間事業者に対し電子証明書の有効性を確認し、電子署名を検証（なりすましや改ざんがないことを確認）する方法。

なお、民間事業者のうち、「公的個人認証法 17 条 1 項 5 号の認定を受けた署名検証者」が発行した所定の電子証明書に関しては、改正前は「当該顧客等に係る利用者の真偽の確認が、電子署名法施行規則 5 条 1 項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限

⁹ 正確な法令名は「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成 12 年法律第 102 号）

¹⁰ 正確な法令名は「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」（平成 14 年法律第 153 号）

る」という限定があったが、改正後はこの限定がなくなる（改正後規則6条1項1号ラ（改正前規則6条1項1号カ））。これは、利用者の真偽の確認の方法（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則5条1項各号）が自動化されることにより省略されるものと思われるが詳細は不明。

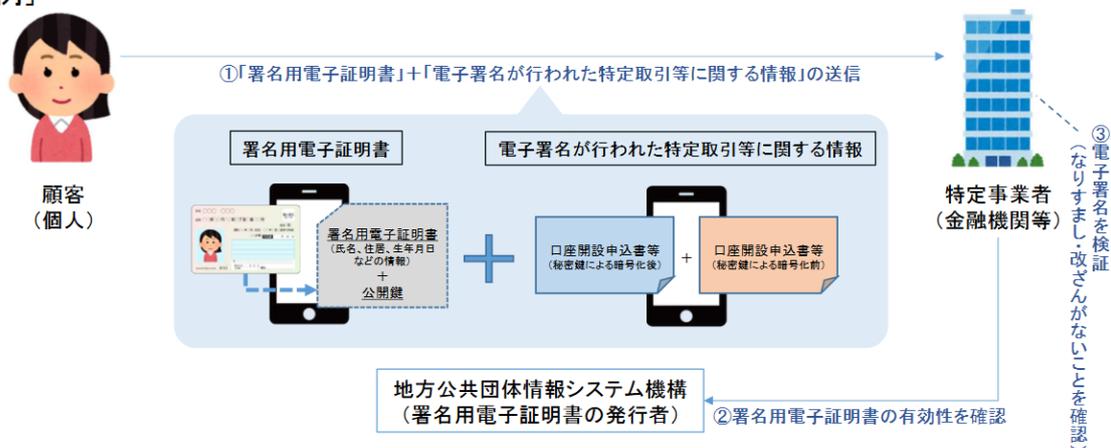
（４） 公的個人認証サービスの署名用電子証明書（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書）を用いた方法（改正後規則6条1項1号ル（改正前規則6条1項1号ワ））

改正後規則6条1項1号ル（改正前規則6条1項1号ワ）は、公的個人認証サービスの署名用電子証明書（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書）を用いた方法について定めている。

顧客から、①署名用電子証明書、および、②①の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の双方の送信を受け、地方公共団体情報システム機構（署名用電子証明書の発行者）に対しその有効性を確認し、電子署名を検証（なりすましや改ざんがないことの確認）をするものである。

公的個人認証法の改正により、2016年1月から民間事業者も電子証明書の有効性を確認する者（署名検証者）となり、公的個人認証サービスを利用できることになった。

[例]



(出所) 金融庁作成資料

「国民を詐欺から守る総合対策」では、本人確認方法を公的個人認証に原則一本化することが提言され、金融庁レポートにおいても、「公的個人認証サービスを利用する方法があり、今後、一層の利用拡大が期待される」とされている。

（５） 改正後規則6条1項1号チ（改正前規則6条1項1号ヌ）

○ 給与振込口座を開設する場合に、顧客等又は代表者等から、本人確認書類の写しの送

付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該法人の本店等又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込みを受ける預金又は貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。）

- **証券口座を開設する場合に、顧客等又は代表者等から、本人確認書類の写しの送付及びマイナンバーの提供を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法**

⇒ **確認方法についての実質的な変更はなし。本人確認書類の写しに現在の住居の記載がない場合に補完書類またはその写しでの確認が認められることになる。**

※ 当該本人確認書類の写しに現在の住居の記載がない場合には、本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写しの送付を受け、当該保管書類又はその写しに記載のある当該顧客の住居に転送不要郵便等を送付することが新たに認められる。

II. 法人顧客

1. 非対面取引においては本人確認書類の「写し」の送付が認められず、本人確認書類の「原本」の送付が原則に（改正後・改正前規則6条1項3号ニ（改正前規則6条1項3号ニ））

改正前規則（現行法）では、当該法人の代表者等から「下記のいずれかの本人確認書類（原本）」又は「その写し」の送付を受けるとともに、「当該本人確認書類（原本）」又は「その写し」に記載されている当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法が認められている。

改正後規則では、当該法人の代表者等から「下記のいずれかの本人確認書類（原本）」の送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法が認められることになる。すなわち、「下記の本人確認書類の写し」の送付は認められないことになる。

ただし、当該法人顧客が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合には、（改正後も）「当該本人確認書類（原本）」又は「その写し」の送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法が認められる。

- 登記事項証明書、印鑑登録証明書（規則7条2号イ）
- 上記のほか官公庁発行書類等で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（規則7条2号ロ）
- 日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって、本人特定事項（名称及び本店又は主たる事務所）の記載があるもの（規則7条4号）

2. 改正後規則6条3項：送付する本人確認書類・補完書類を原本に限定する改正

- 改正前規則6条3項は、顧客等が法人である場合、顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所（「営業所」）の記載がある当該顧客等の「本人確認書類（原本）」若しくは「補完書類（原本）」の提示を受け（対面取引）、又は「当該本人確認書類（原本）」若しくは「当該本人確認書類の写し」若しくは「当該補完書類（原本）」若しくは「当該補完書類の写し」の送付を受けるとともに、当該営業所に宛てて取引関係文書を送付することもできることを定めている。
- 改正により、規則6条2項（下記III.1参照）と同様に、**現住居であることを補完する本人確認書類・補完書類が原本に限定**される。
- ただし、当該場所が外国に所在し、かつ、当該顧客等が外国に本店・主たる事務所を有する法人である場合には、「本人確認書類または補完書類の写し」の送付も認めら

れる。

3. 特定事業者の役職員が顧客等の住居又は本店等若しくは営業所等に赴いて、当該顧客等又は代表者等取引関係文書を交付する方法（改正後規則6条4項（改正前規則6条4項））

- 規則6条4項は、顧客等の住居又は本店等若しくは営業所等取引関係文書を送付する方法に代えて、特定事業者の役職員が顧客等の住居又は本店等若しくは営業所等に赴いて、当該顧客等又は代表者等取引関係文書を交付する方法について定めている。以下の3つの方法が認められている。
 - ① 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、法人番号公表サイトに公表されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（規則6条4項1号）
 - ② 当該特定事業者の役職員が、当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（本人確認書類又はその写しに現在の住居、本店・主たる事務所の所在地の記載がない場合に規則6条2項の規定により当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。）（規則6条4項2号）
 - ③ 当該特定事業者の役職員が、当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の営業所であると認められる場所に赴いて当該顧客等の代表者等取引関係文書を交付する方法（当該顧客等の代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。）（規則6条4項3号）
- 改正後規則6条4項1号は、当該特定事業者の役職員が赴く先である「顧客等の住居又は本店等」につき、「補完書類またはその写しに記載されている場合」および「本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録されている場合」を追加している。

4. 改正前後で変わらない法人の本人特定事項の確認方法

(1) 対面取引の本人確認（改正後・改正前規則6条1項3号イ）

当該法人の代表者等から以下の本人確認書類（原本）の提示を受ける方法

- 登記事項証明書、印鑑登録証明書（規則7条2号イ）
- 上記のほか官公庁発行書類等で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（規則7条2号ロ）
- 日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって、本人特定事

項（名称及び本店又は主たる事務所）の記載があるもの（規則7条4号）

（2）登記情報提供サービスを利用する方法（改正後・改正前規則6条1項3号ロ）

当該法人の代表者等から、顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける方法（当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていない顧客等の代表者等から当該申告を受けるときは、上記方法に加え、当該顧客等の本店等宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

（3）国税庁・法人番号公表サイト公表情報を確認する方法（改正後・改正前規則6条1項3号ハ）

当該法人の代表者等から、顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁・法人番号公表サイトにより公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認し、かつ、当該顧客等の本店等宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

（4）商業登記法に基づく電子証明書を利用する方法（改正後・改正前規則6条1項3号ホ）

当該法人の代表者等から、①商業登記法の規定に基づき登記官が作成した電子証明書及び②当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の双方の送信を受ける方法

III. 個人顧客・法人顧客共通の本人確認方法

1. 改正後規則6条2項：本人確認書類に記載された住居等と異なる場合に送付する本人確認書類・補完書類を原本に限定する改正

- 現行規則では、本人特定事項の確認を行う場合において、顧客等又は代表者等の現在の住居もしくは法人の本店もしくは主たる事務所の所在地が本人確認書類と異なる場合又は顧客等又は代表者等の住居もしくは法人の本店もしくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、「他の本人確認書類」や「補完書類」の「提示」（対面取引）を受け、又は「これらの書類（他の本人確認書類又は保管書類）」若しくは「その写し」の「送付」（非対面取引）を受け、現在の住居等を確認する必要がある。
- 改正規則により、非対面の場合、「他の本人確認書類又は補完書類」は「原本」の送付のみ認められることになり、「他の本人確認書類又は補完書類の写し」の送付は認められなくなる。
- ただし、①改正後規則6条1項1号ホからトもしくはワ（上記Ⅰ. 8参照）に掲げる方法により、「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」である顧客等の本人特定事項を確認する場合、または、②法人顧客の代表者等から、改正後規則6条1項3号ニに掲げる方法により外国に本店・主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合には、当該「本人確認書類または補完書類の原本」のほか、「本人確認書類または補完書類の写し」による確認方法が認められる。

（全銀協パブコメ No. 14）

- 本人確認書類に現住所の記載がない場合の確認方法について、提示または送付を受ける本人確認書類原本は、偽造・改ざん対策が施された書類に限らない（現行どおり）、という理解で相違ないか。

（全銀協パブコメ No. 15）

- 今回の改正により補完書類は写しではなく原本の送付を受けることが必要となったが、公共料金の領収証書について、公共料金を口座振替で支払った場合などは紙の領収証書が発行されず、領収証のPDFをネット上で取得し、印刷したものを公共料金の領収証書として取り扱うケースが増加している。この場合、公共料金の領収証書の原本として取り扱ってよいか。

（全銀協パブコメ No. 16）

- 公共料金の領収証書について、料金がクレジットカード払いであった場合等は領収証書が発行されず、領収証書に代わるものとして契約者名・使用場所・領収金額・領収日の記載のある「支払証明書」が供給会社から発行される。現住所の確認において、代替手段のない顧客が多くなることを見込まれることから、「支払証明書」も公共料金の領収証書に準じる補完書類として認めていただきたい。

IV. 代表者等の本人特定事項の確認方法（犯収法4条5項、規則12条関連）

特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合（例えば、顧客等が法人である場合や、自然人の顧客等の代理人が取引の任に当たっている場合）には、顧客等についての取引時確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人（代表者等）について、その本人特定事項の確認を行うこととなる（「代表者等」は、法人を代表する権限を有している者には限らない。法人顧客の場合は「取引担当者」を含む。）。¹¹

1. 代表者等の本人特定事項の確認への顧客の本人特定事項の確認方法の準用（規則12条1項）

規則12条1項は、顧客等の本人特定事項の確認方法（規則6条1項）及び本人確認書類・写しに現在の住居の記載がない場合の追加の書類による現在の住居の確認方法（規則6条2項）を、代表者等の本人特定事項の確認方法に読み替えて準用する規定である。

規則6条1項を準用するに当たっては、代表者等は自然人に限られるので、準用する範囲は規則6条1項1号に限られる。

また、改正前と同様に、改正後規則6条1項1号チ（改正前規則6条1項1号ヌ）に掲げる確認方法については、代表者等の本人特定事項の確認方法として準用されない。かかる取引については、被用者たる顧客が給与等の振込を受ける預貯金口座であることや、顧客から個人番号の提供を受けている取引であることから認められるところ、この趣旨に鑑みれば、当該顧客が代表者等を利用して当該取引を行う場合における当該代表者等についてまで、同様にマネロンやなりすまし等のリスクが低いとはいえないからである。

2. 法人顧客の代表者等の本人特定事項の確認の特例の適用範囲の縮小（規則12条2項）

改正前規則12条2項は、法人顧客の代表者等の本人特定事項の特例を定めていた。すなわち、同条1項（上記1参照）の確認方法にかかわらず、特定事業者が、法人顧客との取引を行うに際しては、当該法人顧客の代表者等から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代表者等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することにより当該法人顧客の代表者等の本人特定事項の確認を行うことができることとされていた。

¹¹ 代表者等の本人特定事項を確認するに当たっては、その前提として、代表者等が委任状を有していること、電話により代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていることが確認できることなどの当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由が必要となる（規則12条5項）。

すなわち、改正前規則 12 条 2 項は、「本人確認書類 2 通の写し（現在の住居の記載のない本人確認書類の写し + 2 通の補完書類又はその写し） + 取引関係文書の転送不要郵便等による顧客等の住居への送付」が必要な改正前規則 6 条 1 項 1 号リよりも緩やかで、「代表者等の本人確認書類の写し（現在の住居の記載のない本人確認書類の写し + 補完書類又はその写し） + 取引関係文書の転送不要郵便等による顧客等の住居への送付」が認められていたが、改正前規則 6 条 1 項 1 号リの廃止（上記 I. 5 参照）と同様に、規則 12 条 2 項の確認方法も原則廃止されることになる。

改正後規則 12 条 2 項は、「外国に本店又は主たる事務所を有する法人顧客」に限定され、また、代表者等が、「住民基本台帳法の適用を受けない者又は国外転出者」に限定されることになり、国内の法人顧客・代表者等には適用されなくなる。改正後規則 6 条 1 項 1 号力に対応する規定と考えられる（上記 I. 8 参照）。

すなわち、特定事業者が、「外国に本店又は主たる事務所を有する法人顧客」との取引を行うに際しては、当該法人顧客等の代表者等（「住民基本台帳法の適用を受けない者又は国外転出者」に限る。）から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代表者等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することにより当該法人顧客の代表者等の本人特定事項の確認を行うことができることになる。

3. 国、地方公共団体、上場株式会社等の本人特定事項の確認の特例（規則 12 条 3 項）

規則 12 条 3 項は、代表者等の本人特定事項の確認方法の特例として、顧客等が国、地方公共団体、上場株式会社等の「国等」（人格のない社団・財団、勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者その他の自然人を除く）である場合に、取引関係文書を当該代表者等の住居に変えて、当該代表者等に係る法人顧客（上場株式会社等）の本店もしくは営業所または当該代表者等が所属する官公署と認められる場所等に送付することができる特例を定めている。

改正後はこの特例を利用できる場合を以下のとおりである。下記の黄色のハイライトの部分について特例が使える。

【1】改正規則 12 条 1 項が準用する改正後規則 6 条 1 項 1 号ロ

写真付きでない本人確認書類の提示 + 取引関係文書の転送不要郵便等による送付

【2】改正後規則 12 条 1 項が準用する改正後規則 6 条 1 項 1 号ト

①本人確認書類の原本の送付 + 取引関係文書の転送不要郵便等による送付

②本人確認書類の IC チップ情報の送信 + 取引関係文書の転送不要郵便等による送付

【3】改正後規則 12 条 1 項が準用する改正後規則 6 条 1 項 1 号リ

本人限定受取郵便により 取引関係文書を送付

【4】改正後規則 12 条 1 項が準用する改正後規則 6 条 1 項 1 号ワ

「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」である代表者等から①当該顧客等の本人確認書類の原本の送付 or ①' 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、「本人確認用画像情報」の送信を+②取引関係文書の転送不要郵便物等による送付

【5】改正後規則 12 条 1 項が準用する改正後規則 6 条 1 項 1 号カ

「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」である代表者等から、①本人確認書類の写しの 2 通の送付 or ①' 本人確認書類の写し+補完書類 or その写しの送付+②取引関係文書の転送不要郵便物等による送付

【6】改正後規則 12 条 2 項の特例

①「外国に本店又は主たる事務所を有する法人顧客」との取引の際の代表者等（「住民基本台帳法の適用を受けない者又は国外転出者」に限る。）から当該代表者等の本人確認書類の写しの送付+②取引関係文書の転送不要郵便等による送付

4. 直接代表者等の下へ赴いて取引関係文書を交付する方法（規則 12 条 4 項）

規則 12 条 4 項は、代表者等の本人特定事項の確認の方法の特例として、取引関係文書を送付することに代えて直接代表者等の下へ赴いて取引関係文書を交付する方法を定めている。

改正により、代表者等の「本人確認書類もしくはその写し」に記載されている代表者等の住居に追加して、「補完書類もしくはその写し」および「当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録されている代表者等の住居」が追加される。

V. 厳格な取引時確認を要する取引（ハイリスク取引）の本人確認方法の変更

顧客等に対して、厳格な取引時確認を要する取引（ハイリスク取引）¹²の際に行う本人特定事項の確認方法については、以下のとおり、通常の特定期取引に際して行う確認方法（規則6条、12条）に加え、追加の本人確認書類もしくは補完書類等（これらの写しを含む）の提示又は送付を受ける方法とされている（規則14条1項）。

特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合（例えば、顧客等が法人である場合や、自然人の顧客等の代理人が取引の任に当たっている場合）には、顧客等についての確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人（「代表者等」）について、その本人特定事項の確認を行うことになる（法4条4項）が、代表者等に対する厳格な取引時確認を要する取引（ハイリスク取引）に際して顧客等の本人特定事項と同様の方法で確認することになる（規則14条1項）。

改正後は、非対面取引について、通常の特定期取引に際して行う本人特定事項の確認だけでなく、追加の本人特定の確認についても本人確認書類または補完書類が原本の提示・送付に限定されることになる（ただし、住民基本台帳法の適用を受けない者または国外転居者である顧客等または代表者等または外国に本店もしくは主たる事務所を有する法人である顧客等の本人特定事項の確認を行う場合には、本人確認書類または補完書類の原本の送付だけでなく、これらの写しの送付も今までどおり認められる。）。

【現行の確認方法（改正前規則14条1項）】

以下の①および②（あるいは②´）の確認をいずれも行う（改正前規則14条1項1号・2号）。

① 通常の特定期取引に際して行う顧客等および代表者等に対する本人特定事項の確認方法¹³

¹² 以下の取引が厳格な取引時確認を要する取引（ハイリスク取引）とされている（法4条2項、令12条）。

- ① 取引の相手方が、取引の基となる継続的な契約の締結（例えば、預貯金契約の締結）に際して行われた取引時確認に係る顧客等又はその代表者等になりすましている疑いがある場合の当該取引（法4条2項1号イ、令12条1項1号）
- ② 取引の基となる継続的な契約の締結に際して取引時確認が行われた際に取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等又はその代表者等との取引（法4条2項1号ロ、令12条1項2号）
- ③ 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（「特定国等」：現在はイラン・北朝鮮が指定）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの（法4条2項2号、令12条2項）
- ④ 外国PEPsとの間で行う特定取引（法4条2項3号、令12条3項）

¹³ 改正前規則6条1項1号又（給与振込口座等を開設する場合の特例）および改正規則12条2項（法人顧客の代表者等の本人特定事項の確認の特例）は、典型的にリスクが高いとは言えない取引であることから認められているが、ハイリスク取引に該当する場合には当てはまらないために認められない。改正後もこの点は変わらない（改正後規則6条1項1

(改正前規則 14 条 1 項 1 号)

- ② 本人確認書類又は写しを用いる方法により①に掲げる方法の確認を行う場合は、①に掲げる方法において用いたもの以外の本人確認書類もしくは補完書類の原本の提示を受け、または、①に掲げる方法において用いたもの以外の本人確認書類の原本もしくはその写しもしくは補完書類もしくはその写しの送付を受ける方法 (改正前規則 14 条 1 項 2 号イ)
- ② ' 電子署名を用いる方法により①に掲げる方法の確認を行う場合には、本人確認書類の原本の提示または本人確認書類もしくはその写しの送付を受ける方法 (規則 14 条 1 項 2 号ロ) (本人確認書類の原本またはその写しに顧客等または代表者等の現在の住居または本店または主たる事務所の所在地の記載がない場合は、当該方法に加え、当該顧客等または代表者等から、当該記載のある当該顧客等もしくは当該代表者等の補完書類の原本の提示を受け、または、当該補完書類の原本もしくはその写しの送付を受ける方法) (改正前規則 14 条 1 項 2 号ロ)

なお、継続的な契約に基づく取引に際し、なりすまし又は偽りの疑いがある場合には、継続的な契約の締結に際して確認した書類 (本人確認書類 (その写しを用いたものを含む。) 及び補完書類 (その写しを用いたものを含む。) 以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写し) 以外の書類を少なくとも 1 つ用いることを要する (改正前規則 14 条 1 項本文後段)。

【改正後の確認方法 (改正後規則 14 条 1 項)】

以下の①および② (あるいは②') の確認をいずれも行う (改正後規則 14 条 1 項 1 号・2 号)。

- ① 通常の特定期限に際して行う顧客等および代表者等に対する本人特定事項の確認方法 (改正後規則 14 条 1 項 1 号)¹⁴
- ② 本人確認書類を用いる方法により①に掲げる方法の確認を行う場合は、①に掲げる方法において用いたもの以外の本人確認書類もしくは補完書類の原本の提示を受け、または、①に掲げる方法において用いたもの以外の**本人確認書類もしくは補完書類の原本の送付**を受ける方法。ただし、**住民基本台帳法の適用を受けない者または国外転居者である顧客等または代表者等または外国に本店もしくは主たる事務所を有する法人である顧客等の本人特定事項の確認を行う場合には、本人確認書類または補完書類の**

号子、改正後規則 12 条 2 項)。

¹⁴ 改正前規則 6 条 1 項 1 号又 (給与振込口座等を開設する場合の特例) および改正規則 12 条 2 項 (法人顧客の代表者等の本人特定事項の確認の特例) は、典型的にリスクが高いとは言えない取引であることから認められているが、ハイリスク取引に該当する場合には当てはまらないために認められない。改正後もこの点は変わらない (改正後規則 6 条 1 項 1 号子、改正後規則 12 条 2 項)。

原本の送付だけでなく、これらの写しの送付も認められる。（改正後規則 14 条 1 項 2 号イ）

- ② ' 電子署名を用いる方法により①に掲げる方法の確認を行う場合には、本人確認書類の原本の提示または本人確認書類の原本の送付を受ける方法。ただし、住民基本台帳法の適用を受けない者または国外転居者である顧客等または代表者等または外国に本店もしくは主たる事務所を有する法人である顧客等の本人特定事項の確認を行う場合（「住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合」）には、本人確認書類または補完書類の原本の送付だけでなく、これらの写しの送付も認められる。（本人確認書類の原本に顧客等または代表者等の現在の住居または本店または主たる事務所の所在地の記載がない場合は、当該方法に加え、当該顧客等または代表者等から、当該記載のある当該顧客等もしくは当該代表者等の補完書類の原本の提示を受け、または、当該補完書類の原本（住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合には、当該補完書類またはその写し）の送付を受ける方法）
（改正後規則 14 条 1 項 2 号ロ）

なお、継続的な契約に基づく取引に際し、なりすまし又は偽りの疑いがある場合には、継続的な契約の締結に際して確認した書類（本人確認書類（その写しを用いたものを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものを含む。）以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）以外の書類を少なくとも 1 つ用いることを要する（改正前規則 14 条 1 項本文後段）。

VI. 本人確認書類（印鑑証明書）の取り扱いの変更

- 現行法では、印鑑証明書は、「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書」（規則7条1号ハ）か「それ以外の印鑑証明書」（改正前規則7条1号ニ）に分けて規定しており、認められる本人確認方法が異なる。
- 「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書」（改正前規則7条1号ハ）については、顧客等又は代表者等から、当該印鑑証明書の提示を受けるとともに、二次的確認手段として、①本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法、②提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類又は補完書類の提示を受ける方法、③提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受ける方法が認められている（改正前規則6条1項1号ロ、ハ、ニ）。
- 「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書以外の印鑑証明書」（改正前規則7条1号ニ）については、顧客等又は代表者等から、当該印鑑証明書の提示を受けるとともに、二次的確認手段として、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法のみ認められている（改正前規則6条1項1号ロ）。
- 現行法上、「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書」の方が本人確認祖 y 類として質が高い扱いをされているのは、「口座開設時等、取引時確認対象取引において使用するための印鑑とともに印鑑登録証明書を持参した顧客等は、当該登録印鑑の保持から一定の同一性が担保されると考えられ、ハにおいて規定されている」とされている（「全訂版：逐条解説 犯罪収益移転防止法」（犯罪収益移転防止制度研究会編著）（東京法令出版）290頁）。
- 改正規則により、「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書」が規則7条1号ハより削除され、一律、規則7条1号ニの扱いとなり、対面取引においては、顧客等又は代表者等から、当該印鑑証明書の提示を受けるとともに、二次的確認手段として、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法のみ認められることになる（改正後規則6条1項1号ロ）。